

平成16年度11月補正予算

台風21号災害にかかる被災者支援・
応急復旧対策等について

平成16年11月

三 重 県

1 被災された方々への生活 住宅再建支援

補正予算額
(単位:千円)

(1) 被災者生活 住宅再建支援制度の創設

(新)三重県被災者生活 住宅再建支援事業費補助金 (防災危機管理局防災対策室)

402,800

市町村が実施する被災者の生活支援及び住宅再建支援に要する経費の一部について補助します。

補助対象 被災者生活再建支援法が適用される市町村及びそれに準ずる市町村

補助限度額 全壊・大規模半壊世帯 100万円

半壊世帯 50万円

床上浸水世帯 30万円

(いずれも生活支援と住宅再建支援を合わせた金額)

* 世帯の人数や収入、世帯主の年齢により限度額は異なります。

負担割合 県 1/2、市町村 1/4、本人 1/4

全壊・大規模半壊世帯については、国の被災者生活再建支援金の支給を受けることができます。

全壊世帯 300万円(生活支援 100万円、居住安定支援 200万円)

大規模半壊世帯 100万円(居住安定支援 100万円)

(2) 被災者住宅復興資金貸付金利子補給制度の創設

(新)三重県被災者住宅復興資金貸付金利子補給制度 (県土整備部住宅室)

4,628

被災した住宅の再建、補修に要する住宅金融公庫等からの借入金に伴う5年間の利子の2/3を限度として、各年度ごとに県が補助します。

補助対象 被災した住宅の復興のために必要な資金を借り入れる方に対し、利子補給事業を実施する市町村

利子補給限度額 利子補給額は、被災者が借り入れた日における住宅金融公庫の災害復興住宅融資の貸付利率を限度として、契約に定める償還条件により算出した5年間の利子の2/3。

利子補給対象借入限度額

住宅の建設・購入 (木造) 1,100万円(耐火・準耐火等) 1,160万円

住宅の修理 (木造) 590万円(耐火・準耐火等) 640万円

(3) 市町村振興事業貸付金制度の拡充

市町村振興事業貸付金制度の拡充 (地域振興部市町村行政室)

既決予算で対応

被災者生活・住宅再建支援制度に基づく市町村負担金及び被災者住宅復興資金貸付金
利子補給制度における市町村利子補給負担分に対し、市町村振興事業貸付金制度を拡充
します。

貸付先	各制度の補助金交付市町村
貸付期間	10年(うち元金据置期間は2年)
貸付利率	一般市町村 0.6% 過疎地域の市町村 無利子 (平成16年10月25日現在の財政融資資金1.2%による)

(4) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支援等

災害弔慰金 (健康福祉部健康福祉総務室)

24,345

災害により亡くなられた方の遺族に災害弔慰金を支給する市町村に対し、その原資の
3/4を補助します。

支給額	生計維持者が死亡した場合	500万円
	その他の者が死亡した場合	250万円
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4	

災害障害見舞金 (健康福祉部健康福祉総務室)

2,813

災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護など)を受けられた方に災害障害見舞
金を支給する市町村に対し、その原資の3/4を補助します。

支給額	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4	

災害援護資金貸付金 (健康福祉部健康福祉総務室)

339,970

災害により負傷又は住居、家財に被害を受けられた方に、被害の程度に応じ、災害援
護資金の融資を行う市町村に対し、その原資を貸し付けます。

貸付限度額	350万円
負担割合	国2/3、県1/3

補正予算額
(単位:千円)

生活福祉資金(災害援護資金 住宅資金)貸付事業(健康福祉部地域福祉室)

既決予算で対応

災害により家財、住宅に被害を受けられた低所得世帯に融資を行う(社福)三重県社会福祉協議会に対し補助します。

貸付限度額 災害援護資金(家財損害のみ) 150万円

住宅が半壊以上の場合、住宅資金との重複貸付が可能です。

母子及び寡婦福祉資金(住宅資金)貸付事業(健康福祉部こども家庭室)

既決予算で対応

災害により住宅被害を受けられた母子及び寡婦世帯に対し、住宅資金を融資します。

貸付限度額 200万円

2 救助活動の実施

補正予算額
(単位:千円)

(1) 災害救助法に基づく救助活動の実施

県災害救助費用支弁(市町村への繰替支弁負担金を含む)(健康福祉部健康福祉総務室) 108,900

災害救助法が適用された市町村において、物資の調達や応急仮設住宅の設置など、救助に要した費用を支払います。

負担割合 国1/2、県1/2

(参考)

災害ボランティア活動支援(生活部NPO室)

三重県ボランティア情報センターを中心に、被災地における災害ボランティア活動を支援します。

支援内容 三重県ボランティア情報センターの設置・運営
被災地へのボランティアバスの運行

災害救護班の派遣(病院事業庁 県立病院経営室)

県立病院の医師・看護師等で構成される災害救護班を被災地に派遣し、被災者の応急診療等に当たります。

3 産業の復興支援

補正予算額
(単位:千円)

(1) 中小企業の復興支援

中小企業金融対策事業費(新)台風21号関連災害対策資金(農水商工部金融室) 既決予算で対応

県内中小企業者に対して、台風21号による災害復旧のために緊急に必要な設備資金及び運転資金を融資します。

貸付限度額	企業5,000万円 組合8,000万円
貸付期間	設備資金 10年以内(元本据置2年以内を含む) 運転資金 7年以内(元本据置2年以内を含む)
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料	信用保証協会所定料率 - 0.9%
貸付枠	30億円

中小企業金融対策事業費

(台風21号関連被災中小企業者に係る三重県中小企業融資制度償還条件緩和措置) 既決予算で対応 (農水商工部金融室)

三重県中小企業融資制度を利用している被災中小企業者に対して、償還条件の緩和措置を実施します。

対象者	平成16年3月31日以前に三重県中小企業融資制度資金を借り入れた方で、台風21号による被害を受けた方。
緩和措置	貸付期間の延長 6か月以内 元本の償還猶予 6か月以内

(2) 農林漁業の復興支援

漁業近代化資金融通事業費(10号資金 被災者対策資金)(農水商工部金融室) 既決予算で対応

漁業近代化資金は、融資機関が行う融資に対し、国及び県が利子補給(合計1.25%)を行います。この中で10号資金(被災者対策資金)は、既存資金(設備資金1号から5号及び7号資金)について、市町村が災害認定を行い、利子補給を行う場合に限り、融資を行います。

貸付限度額	通常の各資金通り
貸付期間	通常の各資金通り

漁業近代化資金融通事業費(特定資金 災害資金)(農水商工部金融室)

既決予算で対応

災害により損失を受けた漁業者が経営を維持するために要する資金で、国、市町村の利子補給はなく、県のみが利子補給(1.25%)を行います。利率は通常の漁業近代化資金と同じで、運転資金としての利用が可能な資金です(市町村の災害認定が必要です)。

貸付限度額 個人600万、法人1,200万

融資枠 1億

貸付期間 5年以内(据置1年以内)

農業経営近代化資金融通事業費(天災融資法に係る融資)(農水商工部金融室)

既決予算で対応

国の政令発動があった場合に限り、相当の被害があったことを市町村長に認定された被害農林漁業者に、運転資金を低利で融資できるよう市町村が金融機関に利子補給補助等を行います。県は国から補助を受け市町村に利子補給補助等を行います。

貸付限度額 個人200万円(果樹・家畜・養殖・漁船500万円、漁具5,000万円)

法人2,000万円(果樹・家畜・養殖・漁船2,500万円、漁具5,000万円)

償還期間 3~6年以内

農業共済制度(農水商工部団体支援室)

既決予算で対応

農業共済組合等が被災した組合員を対象に災害による損失を補償します。

対象品目 水稻、大豆、うんしゅうみかん、なつみかん、牛、豚、園芸施設

補償割合 損害評価額の6~8割

対象地域 県内全域

漁業共済制度(農水商工部団体支援室)

既決予算で対応

漁業共済組合が被災した組合員を対象に災害による損失を補償します。

対象品目 たい、はまち、しまあじ、ふぐ、すずき

補償割合 損害評価額の8割以内

対象地域 県内全域

4 社会基盤の早期復旧

	補正予算額 (単位:千円)
(1) 道路・河川・砂防施設等の復旧	
土木(建設)災害復旧費	15,834,821
公共土木施設等の復旧 道路・河川・砂防施設等の土砂撤去・流木処理等	1,287,000
(2) 農林水産施設の復旧	
農地、農業用施設等の災害復旧事業費及び関連事業費 839,690	
農地、農業用施設、海岸保全施設の復旧及び農地海岸の流木処理	
治山・林道施設、林業共同利用施設の災害復旧事業費	1,245,389
漁港施設の災害復旧指導費及び関連事業費 11,400	
漁港施設の流木処理等	
(3) 社会福祉施設等の復旧	
老人福祉施設災害復旧事業費(健康福祉部長寿社会室) 災害により被害を受けた社会福祉施設(老人福祉施設)の復旧に対し支援します。 負担割合 国1/2、県1/4、事業者1/4	4,500
保育所災害復旧費負担(補助)金(健康福祉部こども家庭室) 災害により被害を受けた社会福祉施設(保育所)の復旧に対し支援します。 負担割合 国1/2、県1/4、事業者1/4	22,192
交通安全施設の復旧事業(警察本部)	12,380
警察官駐在所の復旧事業(警察本部)	4,179

5 その他

(1) 災害被害者に対する県税の減免等（総務局税務政策室）

災害被害者に対する特例措置として、減免、納税の猶予の措置を行います。

自動車税については、従来の減免対象に加え、納期限以降に災害により損壊した自動車についても減免対象にします。

(減免の内容)

県税の種類	減免の対象となる場合	減免の割合
個人事業税	自己の所有の事業用資産について、災害による損害金額が一定額以上で、前年中の事業所得が1,000万円以下の場合	災害を受けた日以後に納期限の到来する当該年度分の個人事業税について 1/4～全額
	上記の適用がない場合、自己または自己と生計を一にする扶養親族の所有の住宅または家財について、災害による損害金額が一定額以上で、前年中の事業所得が500万円以下の場合	災害を受けた日以後に納期限の到来する当該年度分の個人事業税について 3/4～全額
不動産取得税	災害により滅失または損壊した不動産に代わる不動産を、滅失または損壊した日から3年以内に取得した場合	滅失・損壊した部分の不動産の価格 × 税率
	不動産を取得した日から6月以内に災害により滅失または損壊した場合	
自動車取得税	災害により滅失または損壊（修理不可能なものに限る。）した自動車に代わる自動車を、災害を受けた日から3月以内に取得した場合	被害を受けた自動車の災害時の価格{自動車取得税の課税標準額（50万円超に限る。）} × 税率
個人県民税	地方税法により、市町村が個人の住民税を減免した場合においては、個人県民税についても同じ割合で減免される。	市町村の減免の例による
自動車税	災害により損壊した自動車を復元するために要する費用の額（保険等で補填を受ける金額は控除する。）が、同種同型の新車購入価格の5分の1を超える場合	災害を受けた日の属する当該年度分の自動車税について 年税額の3/12

(納税の猶予の内容)

納税の猶予	災害により、一時に納税ができないと認められるときは、申請により1年以内の期間に限り納税が猶予されます。 この場合、災害による猶予期間の延滞金は免除されます。
-------	---

(2) 県立高等学校授業料の減免 (教育委員会予算経理室)

県立高等学校の被災生徒を対象に授業料の減免を行います。

従来の減免規定に加え、床上浸水世帯の生徒も授業料の減額対象にします。

(減免の内容)

項目	減 免 額	減 免 期 間
県立高等学校授業料	家屋の全半壊：全額免除 (従来どおり)	申請の翌月～翌年の災害発生月の授業料
	家屋の床上浸水：1 / 2減額	申請の翌月～6ヶ月間の授業料。ただし翌年の災害発生月の授業料までとする。

(3) 警察関係手数料等の減免 (警察本部)

台風21号の被災者に係る下記の警察関係手数料を減免します。

(減免の内容)

手 数 料 名	減 免 額	減 免 期 間
道路使用許可申請手数料 " 許可証再交付手数料	全 額	被災日から3年間
自動車保管場所証明書交付申請手数料 " 再交付手数料 自動車保管場所票章交付手数料 " 再交付手数料	全 額	被災日から平成17年3月まで
自動車運転免許証再交付手数料	全 額	被災日から3ヵ月間

なお、歳入にかかる予算については最終補正にて対応します。

6 企業庁

補正予算額
(単位:千円)

水力発電所災害復旧事業(企業庁 電気事業室)

628,467

被災により発電を停止している水力発電所について、水没した三瀬谷発電所の制御機器の取り替えを行うなど、早急に復旧整備を行います。

この他、災害等大規模修繕のためにこれまでの予算において準備してきました修繕引当金を使用して、修繕工事 325,162 千円を行います。